

**救急救命士の気管内チューブによる気道確保（ビデオ硬性挿管用喉頭鏡）
の実施のための講習及び実習要領**

1 趣旨

この要領は、救急救命士が行う気管挿管（ビデオ硬性挿管用喉頭鏡）の講習及び実習について、鳥取県救急搬送高度化推進協議会運営要領第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 講習について

(1) 講習受講対象者について

次の①及び②の条件を備えた者で各消防局から推薦された者。

- ① 平成26年度以前に救急救命士国家試験に合格した者。
- ② 気管挿管認定救命士。

(2) 講習の内容について

別表に定める内容を含む7時限（1時限は50分）以上のものであること。

(3) 講習の指導者について

- ① 講習の指導者は、医師が担当する。担当する医師については、日本麻酔科学会認定医以上の資格を有する医師、救急医学会専門医あるいは救急医療に精通した医師と同等以上の学識経験者が望ましい。
- ② 医師の補助として指導する救急救命士については、指導救命士として認定された者とする。
- ③ 講習を実施する地区MCは、①又は②の条件を備えた者の中から、講習指導者名簿を作成し調整運用を行う。

(4) 講習修了証の発行について

適正な筆記試験及び実技試験を行い、その試験に合格した者について、地区メディカルコントロール協議会（以下「地区MC協議会」という。）会長が講習修了証（様式第5号）を発行する。

3 気管内チューブによる気道確保の実施のための実習について

(1) 対象者について

次の①及び②の条件を備えた者で地区MC協議会が対象として認めた者。

- ① 平成27年度以降の試験合格者及び一般財団法人救急振興財団救急救命九州研修所で指導救命士養成研修を修了し、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保」の講習を受けた者。
- ② 各地区MC協議会が開催した講習を修了した者。

(2) 実習の手続きについて

「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領」

第3（2）を準用するものとする。

（3）実習内容について

「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領」第3（2）①～④の点等に留意しながら、実習生一人につき気管挿管の成功症例を5例実施させること。

この場合において、第3（3）「30症例以上の」とあるのは鳥取県救急搬送高度化推進協議会が定める5例と読み替えること。

（4）実習に使用する機材について

実習に使用するビデオ硬性挿管用喉頭鏡は、挿管チューブを誘導する機能を有するものとする。

4 実習について

（1）認定手続きについて

消防局長は、実習修了証明書（他県の医療機関から発行されたものも含む。）のコピー及び気管挿管実習報告書（様式第3号）、又は様式第3号に代わる気管挿管の実習実績を証明するもののコピーを添えて、鳥取県救急搬送高度化推進協議会（以下、「県MC協議会」という。）長に提出すること。

（2）実習修了認定証の交付について

県MC協議会長は、実習修了証明書を受けた救急救命士に対してビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管資格認定証（様式第6号）を交付する。

（3）名簿の作成と管理について

県MC協議会庶務担当機関（危機管理部消防防災課）は、気管挿管資格認定証を受けた救急救命士を登録するため名簿の作成及び管理を行う。なお、名簿を各地区MC協議会長に通知する。

5 再教育について

（1）3年ごとに再教育を行うこと。

（2）救急救命士は、病院における気管挿管の再実習等も含め、適切な再教育を受けなければならない。

（3）再教育が適切に行われない場合等については、各地区MC協議会は、当該救急救命士の気管挿管施行の中止等についても検討する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月4日から施行する。

別記 1

実習施設及び実習指導医

地区	施設名	実習指導医名
東部	鳥取県立中央病院	麻酔科部長 坂本 成司
	鳥取市立病院	診療部長 樋口 智康
	鳥取赤十字病院	第二麻酔科部長 坪倉 秀幸
	鳥取生協病院	病院長 皆木 真一
中部	鳥取県立厚生病院	医長 藤井 勇雄
	野島病院	病院長 山本 敏雄
西部	鳥取大学医学部附属病院	ペインクリニック外科診療科長 大槻 明広
	山陰労災病院	麻酔科部長 上田 真由美